

延岡市長

読谷山 洋司 様

令和6年度

政策提言書

1. 災害対策に関する事
2. 自治会に関する事

令和6年12月20日

延岡市議会

議長 早瀬 賢一

1. 災害対策に関すること

(1) 上下水道管の耐震化の推進及び早期復旧支援体制の整備・強化

令和6年1月1日に発生した能登半島地震においては、最大で約14万戸もの断水が発生するなど、上下水道施設に甚大な被害が発生した。耐震化していた施設では、概ね機能が確保できていたものの、耐震化未実施であった基幹施設等で被害が生じたことにより、広範囲の断水や下水管内の滞水が発生し、復旧が長期化した要因となっている。

本市においても、南海トラフ巨大地震などの大規模災害に備え、管路の耐震化は行われているものの、水道事業においては、令和5年度末現在の管路総延長に対する耐震化率は約31%、管路更新率は年1.02%となっており、また、下水道事業においては、令和5年度末現在の重要な幹線管路の耐震化率は37%、管路更新率は年1.3%となっており、いずれの事業も巨大地震に対する備えが十分とはいえない状況にある。

さらに、南海トラフ巨大地震などの大規模災害時においては、県及び県内の自治体はもとより、他都道府県や各関係機関からの支援が得られないことも十分想定されることから、管路の耐震化の推進に加え、早期復旧支援体制の更なる整備・強化が必要である。

このような状況を踏まえ、次の事項について特段の措置を講じていただくよう提言する。

記

① 管路の耐震化の着実な推進

管路耐震化工事に早期着手し、確実に予算を執行すること。

② AI 技術の活用による老朽管路の把握

AI 技術の活用により老朽管路を効率的に把握し、管路の破損を最小限に抑えること。

③ 大規模災害時における早期復旧支援体制の整備・強化

大規模災害時には、各自治体や関係機関等からの支援が得られない場合があることを想定し、早期復旧支援体制の更なる整備・強化を図ること。

(2) 避難タワーについて

現在、本市では、長浜地区避難タワー、ニツ島地区避難タワー、土々呂地区複合型避難施設の3箇所に避難タワーが設置されているが、想定避難速度の見直し等により、対象となる避難困難地域が追加され、今後、北浦町古江地区、大武町、川原崎町及び長浜町の4箇所に新たな避難タワーが建設される見込みとなった。

このように、現在、本市では、避難施設の整備が進められている状況ではあるが、避難条件等の見直しにより、新たな避難困難地域が発生する場合があることも確認されたところである。そして、地域においては、住民の高齢化、避難路の維持管理、空家等の増加など、その状況は、日々変化しており、より実際の被災時の状況に合致した想定での避難施設整備が求められる。

また、令和6年8月に県内で最大震度6弱を観測した日向灘地震では、長浜地区避難タワーにおいて、住民が入れず、一時混乱状態になったとの報告もあることから、避難施設の在り方についても検討が必要である。

このような状況を踏まえ、次の事項について特段の措置を講じていただくよう提言する。

記

① 避難タワーの設置における想定条件の定期的な見直し

住民の高齢化、避難路の維持管理、空家等の増加など、地域における状況が日々変化していることを踏まえ、避難時の想定条件の定期的な見直しを行うこと。また、このことにより、新たに避難困難地域が抽出された場合は、その迅速な解消に努めること。

② 常時開放型施設の導入

職員等による開設が不要であり、住民がいつでも安心して避難できる常時開放型施設の導入を検討すること。

(3) 避難路の整備

1分1秒を争う津波からの避難時において、迅速な避難を実現するためには、安全かつ確実な避難路の確保が重要であるが、日常的に使用頻度の低い避難路の場合、その維持管理は容易ではなく、また、そもそも避難路が建設されていない場合は、避難路の計画策定から行わなければならない、避難路建設のハードルは極めて高いといえる。本市においては、「協働・共汗津波避難路整備事業」を実施し、避難路建設に対する支援が行われているところではあるが、高齢化や対応可能な地元業者の不存在などの問題もあり、地域住民による対応には限界があるため、支援体制の強化が求められる。

このような状況を踏まえ、次の事項について特段の措置を講じていただくよう提言する。

記

① 避難路の建設及び維持管理に関する支援の強化

避難時において命の道ともいえる避難路の建設及び維持管理に関する支援を強化し、地域における安全な避難路を確保すること。

② 地域の実情に応じた避難路の整備

地域の実情を把握し、その地域の特性に応じた避難路の整備を支援すること。

③ 崩落等により避難路が使用できない場合を想定した支援

崩落等により避難路が使用できない場合の対応方法等について、住民への啓発を行うとともに、そのような事態に備え、地域における複数の避難路の整備を支援すること。

2. 自治会に関すること

(1) 自治会への加入促進について

地方自治法の規定や総務省の資料によれば、自治会とは、「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」とされており、その役割は、地域の防犯・防災・防火、地域行事や文化活動の実施、ゴミステーションの維持管理、環境美化、行政機関との連絡調整など、多岐にわたる。

しかしながら、近年では、加入者の高齢化、役員の担い手不足、未加入世帯の増加などの理由により、存続そのものが危ぶまれる自治会も増えており、組織の維持が課題となっている。

自治会は、行政と地域住民をつなぐ基礎的な組織の一つであり、地域における課題解決、行政に対する要望等の把握、災害時における共助、地域における賑わいの創出など、行政がまちづくりを進めていく上で欠かすことができない存在である。

このような状況において、自治会の存続と活性化につなげるためにも、行政による更なる支援や環境整備が求められており、次の事項について特段の措置を講じていただくよう提言する。

記

① 未加入世帯へのアプローチの見直し

自治会加入率の向上を図るため、未加入世帯へのアプローチの見直しを行うこと。

② 自治会役員等のための相談窓口の強化

自治会役員等が抱えている困りごとや悩みに対応する、より専門的な相談窓口を整備するなどして、課題の解決を図り、ひいては自治会の円滑な運営及び活動を支援すること。

③ 自治会や区長に対する協力依頼の見直し(負担軽減)

現在、自治会や区長に対して行われている、行政や各関係機関からの協力依頼の状況を把握し、負担が過大なものについては、見直しや廃止を検討するなどして、区長等の負担軽減を図ること。

(2) 空家等に関する自治会との情報共有

本市では、令和5年度に空家等の実態調査が行われており、その調査の結果、市内で2,525件の空家等が確認された。今後、人口減少や少子高齢化に伴い、空家等は、さらに増加していくものと考えられるが、空家等の管理不全による問題は、防災・防犯・安全・景観・地域活性化などの多様な面で市民生活に悪影響を及ぼすことから、本市としても課題解決に積極的に取り組む必要がある。

このような中、空家等の問題の解消を妨げている原因の一つとして、老朽化した空家等の存在が挙げられる。老朽化した空家等は、資産価値が低く、再利用に当たっては、改修等に多額の費用が必要であることから、結果的に放置される原因ともなっている。したがって、空家等対策においては、空家等の発生予防はもとより、その早期発見が非常に重要であり、そのためにも自治会や地域住民からの情報提供が欠かせないと考えられる。

自治会や地域住民から情報提供を募り、新たに発生した空家等の存在をいち早く把握することによって、効果的な空家等対策に取り組むためにも、自治会との情報共有や連携強化を図る必要がある。

このような状況において、次の事項について特段の措置を講じていただくよう提言する。

記

① 自治会との連携強化

空家等対策が地域の活性化や、自治会の運営にも資するものであることを啓発し、自治会との連携強化に努めること。

② 効率的な情報収集体制の構築

地域における空家等の発生予防及び早期有効活用を効果的に支援するため、自治会と協力し、効率的な情報収集体制を構築すること。